

イギリス調査報告書

(2003・9/22-23、10/7 追加調査)

日本弁護士連合会

目 次

第 1	はじめに.....	1
第 2	調査結果のまとめ.....	2
第 3	インタビュー内容.....	4
一	学者（イギリス政府の民事司法評議会の費用特別調査委員長）	4
二	コスト・ジャッジ（費用紛争専門の裁判官）.....	7
三	弁護士（医療過誤被害者側などを手がける）.....	10
四	保険会社.....	13
五	環境N G O所属の弁護士.....	15

第1 はじめに

1. 調査目的、方法

日本では、司法制度改革推進本部に設置された司法アクセス検討会で、2002年から、弁護士報酬の敗訴者負担制度の在り方が議論されている。

敗訴者負担を最初に導入したイギリスには、以前から関心をもっていたところである。

特に、2003年7月の日本の司法アクセス検討会での意見がイギリス調査をするきっかけになった。その意見は、「成功報酬にした上で敗訴者負担を導入すれば、加重の負担にならない」というものであった。このような制度は、イギリスの1990年代の改革で始まったと聞いていたので、成功報酬の広まり具合、アクセス障害の有無などについて、調査することとし、敗訴者負担の本家本元にて、その歴史、目的を調べることにした。

調査方法は主にインタビューで、政府でこの問題の改革に関わる第一線の学者、敗訴者負担額の紛争が生じた際に適切な額を裁判する専門の裁判官(コスト・ジャッジ)、医療過誤被害者側専門の弁護士、保険会社、環境NGO所属弁護士と面談した。

2. 調査結果の要点

敗訴者負担制度は13世紀に導入された。

両面負担化をしたのは訴訟抑止目的であった。 その後もこの目的を有している。

第2次大戦後に高まる市民の司法アクセスの権利の要望を実現するには困難が多い。

- (1) 戦後の民事法律扶助は、財政上膨れあがり、2000年に3分野以外取り止めた。
- (2) 1990年代、法律扶助に代えるため、条件付き成功報酬(conditional fee)を導入し、それに伴うリスクを民間の保険で軽減しようとした。これを広げるために、2000年、成功報酬や保険料をも敗訴者に負担させることにした。しかし、コスト紛争が広がり、論争にふさわしい事件がより訴訟困難となった。
- (3) これらを行き詰まりと評価した学者(イギリス政府の民事司法評議会の費用特別調査委員長、兼弁護士)は、中世以来ついて回る両面的敗訴者負担下で、市民の司法アクセス拡大の諸手当を試みても複雑・不確実になると述べられた。

上記学者は、各自負担のアメリカ・日本の制度の方が、よりシンプルで、論争にふさわしいケースが訴訟にしやすい点で、より正義にかなう、より良いと評価された。

彼は、今後のイギリスにおける選択肢として、敗訴者負担を脱却した各自負担化(ビッグ・バーン・アプローチ)を掲げ、少なくとも一部についてこれが好ましいとの意見を示された。

そして、費用負担に関するわずかな改革が予期しない影響を及ぼすので慎重に目的・効果を考え、細部まで決めておくべきことを日本政府に伝えてほしいと言われた。

第2 調査結果のまとめ

1. 敗訴者負担の導入時期、目的

- ・ 13世紀後半に導入された。 学者（イギリス民事司法評議会・費用特別調査委員長）<http://www.civiljusticecouncil.gov.uk/>
土地・建物の借主が貸主を訴える訴訟や、小規模地主が大規模地主を訴える訴訟が増加した（「訴訟の危機」状況）。貸主側・大規模地主側がこのような訴訟を押さえようとして、敗訴者負担が導入された。

2. 制度概略

(1) 弁護士費用を含めて訴訟費用敗訴者負担制度を原則とする。

敗訴者負担の具体額の定め方について、判決による場合と、判決では負担者のみ決め当事者間で具体額を決める場合とがある。コスト紛争が生じた場合（で判決での負担額に不満がある場合、で当事者間で負担額が合意できない場合）は、コスト・ジャッジ（適正な敗訴者負担額等の費用に関する紛争を判断する裁判官）によって別個に判断される。このようなケースが増加する傾向にある（コスト紛争になった場合の資料は数百頁に及ぶことが珍しくない）。

(2) 少額訴訟（5000ポンド＝約100万円以下）は、各自負担とされている。

これがカウンティー・コート（郡裁判所）の約80%に達する（カウンティー・コートは、日本の簡易裁判所と地方裁判所の一部を合わせたようなところである）。

(3) 弁護士報酬の定め方と、敗訴者負担の対象について

弁護士報酬は「時間給」が基本である。その相当額が敗訴者負担されうる。

(a) また、「条件付成功報酬制」が1995年から使われ始めている。

これは、敗訴時は、依頼者は自分の弁護士の報酬は支払わないが、勝訴時には基本報酬の最大2倍まで上乗せして依頼弁護士に支払う制度である。上乗せ幅は、事件のリスク、弁護士の立替費用分などによって変化する。この制度は、法律扶助事件を減らすことに伴う制度であり、以前の法律扶助下で敗訴者負担分をほぼ免除されていた者が敗訴者負担をされうることになり、そのリスク回避の為、当事者が保険を掛けることが望ましい。

(b) 条件付き成功報酬制度における敗訴者負担部分の変遷

95年から2000年までは、勝訴者の通常報酬部分のみが敗訴者負担とされ、勝訴者の成功報酬による上乗せ部分は、敗訴者負担させていなかった。

しかし、2000年、政府は、この制度を広めるために、勝訴当事者の成功報酬による上乗せ部分と保険料を敗訴者に負担させることを認めた。これにより、敗訴した場合の費用負担のリスクを懸念して、弁護士は、交通事故など勝訴率（一部勝訴を含む）の高い事件を厳選して受任する傾向がそれまで以上に強くなり、その他の事件については、条件付成功報酬制度は普及していない。敗訴者は、成功報酬と保険料の負担額の相当性を争う場合が増加しており、費用に関する裁判件数も増加している。

3. 敗訴者負担の影響

イギリスにおいて民事事件は、訴取下げ、和解で終了することが多く、公判審理(トリアル)・判決までに至るのは、訴えが提起された事件全体の2%にとどまる。(なお、和解の申し出制度があることも和解や取り下げを促進している。)

特に経済的弱者にとって訴訟抑制となる。ビジネス側は早期和解のメリットもあるが、一般人や消費者には負担が重い。 保険会社

「イギリスの制度では、論争にふさわしい事件が敗訴の場合の負担をおそれて訴訟にされないことになり、日本、米国の制度に比べて、より正義が少ないと考えている。」

学者

環境訴訟には勝訴率の低い領域が多く、さらに、敗訴者負担制度の影響で、環境訴訟が抑制されている。敗訴者負担の撤廃を求める論文が15の環境団体などのプロジェクトにより出された。

「イギリスは、弁護士費用敗訴者負担を原則としながら、当事者間の公平の観点から数多くの修正を加えているため、制度が複雑になりすぎており、行き詰まるかもしれない」 コスト・ジャッジ(適正な敗訴者負担額を判断する裁判官)

4. 両面的敗訴者負担の影響を緩和する制度

・法律扶助制度

収入の低い層約5割が法律扶助により、弁護士報酬等を負担しないで相談や訴訟代理弁護士への委任をなしうる。扶助受給者が敗訴した場合には、敗訴者負担分を減免される制度があり、扶助受給者はほとんど敗訴者負担しなかった。

民事で法律扶助を適用しうるのは3つの事件類型に減ったが、なお民事法律扶助事件に関する国庫負担金の額は約1800億円にのぼる。(日本の民事法律扶助への国庫負担金は約30億円である。)

・権利保護保険制度は人口の50%以上をカバーしている(約1170万世帯)(年間の保険(事前)掛金約300億円)。

なお、条件付き成功報酬契約の場合に、保険会社が支払うべき敗訴者負担額の相当性をめぐって、保険会社を当事者とするコストに関する審理が増え、「コスト戦争」と言われる状況が生じた。裁判所の判断として、保険会社に厳しい判断をしたこともあって、大手保険会社の支払不能状態が生じた。

5. まとめ 学者からのメッセージは端的であった。

「イギリス・ルールでは容易なケースが増えるかもしれないが、アメリカ・日本のシステムの方が、より簡明で、論争にふさわしいケースが訴訟し易いという点で、より正義にかなう。イギリス・ルールで、権利保護保険付き、条件付き成功報酬付きのものを導入すると、大変複雑であり、少しの変更でも予想外の影響を与えることになる。日本政府がもし敗訴者負担を導入するのであれば、改革の目的をはっきりさせ、その改革目的をその変更で達成できるのかを見極め、細部に亘ってあらかじめ決めておかなければならないものであることを十分に認識しておくべきだ。」

彼は、今後のイギリスの選択肢として、敗訴者負担を脱却し各自負担化する方法(ビッグ・バーン・アプローチ)を好ましいものと述べている。

第3 インタビュー内容

一 学者

(イギリス政府の民事司法評議会 (Civil Justice Council) の費用特別調査委員長、
ノッティンガム・ロー・スクール教授、ソリシター)

1. 英国の敗訴者負担制度の来歴

敗訴者負担は中世初期の13世紀に導入されたものである。

「訴訟危機 (Litigation Crisis)」と言われる状態、すなわち、小規模土地所有者と大規模土地所有者の間の訴訟、賃借人と賃貸人との間での訴訟が非常に多い状態があり、土地所有者側が訴訟を抑制する為に、両面的敗訴者負担を導入した。

両面的敗訴者負担制度は訴訟数の増加を予防することを目的としており、導入以来、一貫してこの制度の命題であり続けている。

2. 英国の従来 of 弁護士報酬制度

英国では、弁護士の報酬制のほとんどが時間給である。また、弁護士報酬は、自己の委任した弁護士との間で、勝訴・敗訴にかかわらず支払われるものであった。

3. 個人の訴訟の増大と扶助

英国でも、第2次大戦までは個人の訴訟は少なかった。戦後、交通事故など人身傷害や消費者被害、離婚などの紛争が増え、庶民が裁判をできるよう、1949年に法律扶助制度が導入された。法律扶助受給者は敗訴者負担を免除する保護がほぼ受けられた。

英国では、必要な人が訴訟を提起できるように、法律扶助の予算はオープン・エンドとされ、年々増大し、非常にお金がかかるものとなった。近年では年間1800億円に及ぶ。そのため、政府は、民事紛争への扶助の予算を削減し、訴訟数を減らしつつ、市民の裁判へのアクセスを維持するために、司法改革に着手した。

4. 条件付き成功報酬

敗訴者負担制度のもとで市民の司法へのアクセスを確保するために、まず、人身傷害事件について、これまで違法とされてきた条件付き成功報酬制度を有効とした。これは、依頼者は敗訴しても費用を支払わなくてよいが、勝訴した場合は、従来 of 訴訟の費用や、弁護士報酬に一定割合を付加して支払うというものである。通常の報酬の2倍まで認められているが、裁判所が敗訴者負担させるに相当な額として認めるのは50%程度である。勝訴した場合は条件付成功報酬部分も敗訴者に請求できる。

2000年に、条件付成制度をすべての事件に導入し、民事扶助制度は事実上廃止された。民事訴訟代理についての扶助の対象は 家族に関するもの、EU 人権事件、医療過誤事件だけとなった。

5. 敗訴者負担とその例外

(1) 敗訴者負担の対象

裁判所費用、証人・鑑定人・会計士などの費用および弁護士報酬などすべての費用が対象となる。弁護士のタイムチャージ額も雇う弁護士数も自由だが、裁判所の最終的な合理性チェックがありうる。最近導入された条件付成功報酬契約の場合、近時、判決で敗訴者負担すべき成功報酬部分や保険料の相当性が判断され、保険業界に影響を与えている。

(2) 小額裁判は原則として各自負担

小額裁判手続きの上限が3000ポンドから5000ポンド(約100万円)に増額された。小額裁判手続きはカウンティ・コートの約80%を占めており、英国でも弁護士報酬の各自負担の適用は広い(我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』p247)。近時の改革でハイ・コートへの訴訟は減少している。

(3) 和解の申出

当事者が和解を申出て裁判外で実際に預託する。原告が申出を拒絶して判決で被告の申出額を下回った場合は、その後の分に関して、敗訴者の負担はない。

(4) 法律扶助の被援助者が敗訴した場合

扶助の被援助者は支払い能力を超えて支払わなくてもよいこととされ、実際上も敗訴者負担になっていなかった。2000年から法律扶助の適用領域は狭まったので、この例外はほとんどなくなった。

(5) 裁判所の裁量

裁判所による費用の合理性のチェックが強化された。訴訟の前後を通じた当事者の訴訟活動、紛争解決の努力、請求金額、事件の重要性、紛争の複雑さや困難さ、事件に要した時間などを勘案して決定する。

裁判所の裁量によって、敗訴した当事者の費用の負担を軽減することが多くなる。

当事者はトライアルの前に裁判所と相手方に費用の試算を提出する義務があるが、あまり実行されていない。

6. 新システム下での新たな問題

英国の費用に関する制度は非常に複雑であり、新システムでますます複雑になったため、小さな変更も思わぬ大きな影響をもたらすことになる。条件付成功報酬制度は弁護士業務や保険制度に大きな変化をもたらし、政府が当初考えていた目論見と異なる影響が現れている。

弁護士は敗訴のリスクを負担し、その代わりに、勝訴した場合は通常の費用にプラスして一定割合を成功報酬として支払いを受けることができる。しかし、弁護士は敗訴により報酬が得られないリスクなどがあることから、勝訴の見通しが相当程度高いか、権利保護保険に加入していなければ受任しない。そのため、個人の権利保護保険への加入が急速に進んだ。保険には事前保険と事後保険とがあるが、事前保険も、1700万口の契約(英国人口約6000万人)に至る。

政府は一連の司法制度改革で、扶助の削減、訟数の減少、和解促進を意図したが、このように市民は敗訴した場合のために保険をかけるようになり、訴訟数は減っていない。他の問題も生じた。

第1に、このシステムは保険に依拠している。保険制度はまだしっかりしていない。

保険加入者のなかで敗訴者が少なければ機能するが、多ければ破綻する。扶助がなくなり、事前保険に加入しておらず、事後保険を負担できない層は、弁護士を探せない状況になった。小額事件やグループアクションでは事後保険に入るのがむづかしい。小額で困難な事件も探しにくい。

第2に、条件付成功報酬制度は、弁護士のリスク負担に対して報酬が少なく、弁護士がリスクを避ける傾向にある。勝訴見込みの高い安全なケースしか扱わなくなる。

米国の成功報酬制(contingency fee)は損害賠償額の3分の1などを取得しているが、英国では訴訟の目的物を依頼者と弁護士が分けるという考え方が弁護士倫理上認められておらず、コストの割り増し分を成功報酬として付加するという意味で、条件付成功報酬と呼ぶ。訴訟物が大きい事件では、後者は前者より報酬が少ない。

第3に、裁判所の負担が大きくなった。

複雑な費用についての判断を、事件ごとに裁判所が行わなければならない。タイムチャージの額が適正か、事後保険の保険料が合理的かなど。裁判官はこれまで経験したことのない仕事をしなければならなくなった。

7. 今後の方向

(1) 小額紛争へのドイツ方式の導入

英国のこれまでの制度では、小額の訴訟で勝訴額よりも弁護士費用が高くなることもあった。条件付成功報酬の成功報酬部分や保険料も敗訴者負担することになり、保険会社の経営にも影響してきた。そこで、ドイツのように敗訴者負担額を訴額にに応じて定額にしておく制度が、2003年10月6日から、人身傷害の事件のうち、1000ポンド以下の交通事故事件、及び、人身傷害以外の5000ポンド以下の小額の事件に導入された。

(2) 敗訴者負担制度を少なくとも一部の類型で廃止するビッグ・バーン・アプローチ アメリカ型完全成功報酬制度(Contingency fee)に一部移行することも選択肢としてありうるとし、これが面談した学者の好む意見であるとのことである。

8. 日本の改革へのメッセージ

敗訴者負担のもとでは、弁護士は敗訴による負担を説明しなければならない。その結果、訴訟を起こすのが怖く訴訟を断念するという人がある。弁護士も、敗訴の可能性が高ければ引き受けない。また英国ではタイムチャージ制、総額が不確定だし、小額のケースで損害よりも高くつくこともある。

中世の制度を引き継いだ英国の制度に条件付き成功報酬を付しても、非常に複雑で不確実なシステムとなる。弁護士は安全を求め、論争にふさわしいケースでもあっても、引き受けてくれる弁護士がいなくてもいいかもしれない。

日本で敗訴者負担に変えた上、庶民の司法アクセスを保護しようとする、英国でのように非常に複雑にしなければならない。

日本や米国の制度の方が論争にふさわしい事件を裁判にしやすいという意味でより正義にかなう。日本が現在の制度を変えて敗訴者負担制度を取り入れるとすれば、改革の目的をはっきりさせ、その目的を達することができるかを見極め、細部に渡って決めておく必要があることを日本政府に伝えてほしい。

二 コスト・ジャッジ（費用紛争専門の裁判官）

（シュプリームコートコストオフィスにコスト・ジャッジを訪問）

所感：：ロンドンのシュプリームコート・コスト・オフィスにシニア・コスト・ジャッジを訊ねた。8人のコスト・ジャッジと書記官らのいる4階建ての大きな建物であった。2時間半程度、親切に私達の質問に答えながら制度についての説明をされた。

面会前の15分ほどコスト・オフィスの待合室で待っていたが、そこには弁護士報酬に不満でこのコートに異議を申し立てた当事者あるいはその代理人弁護士らしい人が5～6人待っていた。各自負担の場合には基本的にはそれまで自分が依頼し、訴訟を委任している弁護士に対する支払いであるので、費用についての紛争はまれにしか起きない。ところが、敗訴者負担の場合には、相手の弁護士報酬の支払いであるので、それが高いという不満は起きやすくその不満は紛争に結びつきやすい。後の説明でわかったことであるが、この裁判所には年間1万5000件もの申立があるということである。この弁護士報酬敗訴者負担制度は、本案の訴訟に関連し、本案とは別な新たな多くの紛争を引き起こし、このような大規模な建物まで必要になるのだと感じた。

1．コスト・オフィスに申し立てされる場合

このコートへの申立は以下のとおりである。

敗訴者で相手の勝訴弁護士の報酬等のコストが高すぎると不満な人が行う。

また、勝訴者が敗訴者から自分の弁護士報酬を回収できなくて、勝訴者が自分の弁護士に払わなければならない場合、その額が不満であるといって申立てをするケースもある。

さらには、1審の裁判官がコストを算定するにあたり、そのコストに保険料などが入っている場合、計算が非常に複雑で評価も難しいので、その算出をしたくないということで、判決前に予めこのコートに申立をされる場合もある。年間約1万5000件の算定をしている。

この建物でのコスト専門裁判官は8人で、公認会計士などの専門家も裁判官となっている。以前はタックシング・マスターと言っていたが、今はコスト・ジャッジと言っている。

2．コストの算定の方法について

コストには、裁判費用、鑑定費用、弁護士報酬などがある。

弁護士報酬は基本的にはタイムチャージ制であるので、要した時間と時間あたりの単価によって算出する。したがって、その時間が不必要であったかどうかの問題になる。また、単価は弁護士によって異なってくる。A B C Dのランクがあり、Aが経験8年以上、Bは4年以上、Cは4年まで、Dは弁護士補のようなトレーニング・ソリスターである。更に、地域性に影響されるものであり、ロンドンなどの大都市は単価が高くなる傾向にあるとのことである。実際の申立書（写）を見たが、法律事務職員も1時間50ドルくらいで計算されていた。もっともA B C Dといってもその中でも弁護士ごとに金

額に幅がある。申立の単価が妥当であるかどうかについては裁判官が判断するが、イギリスでは裁判官も弁護士経験者であるので、その妥当性については判断できるということであった。

ただ、原告が訴えた場合に相手がどんな弁護士を頼むか分からないし、また訴えられた方も訴えた側がどんな弁護士を依頼するかについて関与していない。従って、原告が非常に高い弁護士を頼むか安い弁護士を頼むかという、被告が関与しえない事情で被告が敗訴した場合の負担する額が異なる可能性がある。原告にとっても同様に、被告が高い弁護士を頼んだか安い弁護士を頼んだかといった原告が関与しない事情で、原告が敗れた場合に払わなければならない額が異なるのは、不合理ではないかとの質問を行った。これに対し、事件が簡単なのに単価の高い弁護士を頼んだりしたような場合には、そのような弁護士を頼む必要はなかったということで減額をしたりする。弁護士報酬は事件の難易や期間、事件の重要性、和解申し出をしたか、それを拒否した当事者に和解案よりも不利な判決が出たかどうかとか、さらにはやはり弁護士によっても変わるとのことであった。

3．リーガルエイド受給者（L.A.受給者）について

リーガルエイドを受けている人が敗訴した場合、どれくらい負担させるかは非常に複雑な仕組みになっているが、L.A.受給者であることは額の算定にあたり考慮に入れる。敗訴者の負担額がL.A.受給者にとって支払うべき合理的な額を超えてならないという保護規定があり、その合理的な額を算定するにあたっては、L.A.受給者の資力とともに、勝訴者の資力も考慮する。現実には、ほとんどの場合、法律扶助受給者には、敗訴者負担させないとのことである。

4．敗訴者負担の決定のプロセス

当事者は、コストについては訴訟の各手続き毎に裁判所に提出し、それを相手方にもわかるようにすべきものである。裁判所が下すコストの決定は判決を言い渡した日に行うこともあれば、事案が複雑であったり高額であった場合は、言い渡しの日以降に行うこともあるまた、コスト・オフィスに判断を求めることもある。本案の判決の勝負が1審2審で異なった場合には、1審のコストの計算は意味が無くなり、改めて敗訴者に負担させる金額を1審から算出していくことになる。

コスト・オフィスも裁判所なので対席することもあり、審理は公開しているがあまりみにくる人はいない。

算定にあたっては、費用を裏付ける書証の提出を受けるが、相手方はその証拠を見る権利はなく不満を持っている。そこで、書証を相手方に見せるように改正されるかもしれない。

具体的な事例では、費用の項目として約350頁にわたって複数の弁護士や法律事務職員について、誰がいつ何分間何をしたかを書いてあり、その裏づけ証拠は膨大なものとのことであった。

この決定に不満な人はコスト・ジャッジの許可を得てハイ・コートにさらに申立等が出来る仕組みになっている。

5. 条件付き成功報酬制度について（『条件付き成功報酬』）

弁護士の条件付き成功報酬には、通常的时间給の報酬だけでなく、上乘せ部分としてのサクセス・フィーも含まれる。上乘せ部分は通常的时间給の100%増を限度に認められている。これに対して、アメリカで見られる完全成功報酬（コンティンジェンシ・フィー）は回収額に応じて報酬を算定する方法（回収額の何%）でイギリスでは認めていない。条件付き成功報酬の契約があれば有効であるが、相手方が敗訴した場合に相手に負担させるためには成功報酬契約を結んでいることを相手方にも知らせておかなければならない。

6. 権利保護保険

敗訴者が勝訴者の弁護士報酬を払えない場合には、勝訴者の弁護士報酬は回収が不能ということになる。今、弁護士報酬金を保険で補償する制度がある。この保険はいろいろ問題はあるが拡大をしている。この保険料も敗訴者に負担させることが出来る。しかし、裁判所が認めた保険料と払った保険料に差があって争いになる。保険会社も相手の成功報酬を払う場合、2倍払わなければならない場合もあり、成功報酬を保険会社から回収しようとして問題になるケースも多い。保険に入っている場合、相手方に負担させる保険の計算は非常に複雑であり、1審の裁判官はその計算をしたがらない。¹

リーガルエイドの適用も受けず損害保険にも入っていない被告が敗訴した場合、破産するしかないケースも多い。

7. イギリスの制度は複雑であるため、（それを手直ししようとして）さらに複雑になってしまうので、崩壊する可能性がある。²

¹我妻学 前著

P 284 敗訴者の保険会社は、弁護士の成功報酬額が不当に高いとして支払を拒む場合が多いため、成功報酬および訴訟費用保険の額の合理性をめぐる紛争が増大し、重要な判例が出されている。

²我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』

P 107 1995年から施行されている条件付成功報酬制の目的は、法律扶助の受給資格がない者にも裁判へのアクセスを拡充することにあった。

P 109 条件付成功報酬契約を締結した理由の多数（76%）を占めたのは、当事者が法律扶助の受給要件を満たさなかったことと、自前で訴訟費用を負担できないことであった。

P 113 条件的成功報酬制を拡充するには、数多くの問題が残されており、さらに実態調査をする必要があることを指摘し条件付成功報酬に関する最終的な評価を留保している。

三 弁護士（医療過誤被害者側などを手がける）

1. イングランド、ウェールズの敗訴者負担制度

(1) 弁護士費用（cost）は、弁護士の依頼者との契約、および 裁判所の決定によって決まる。

例えば、時間給 200 ポンドで 20 時間の仕事として 4000 ポンドで弁護士と依頼者が合意して、勝訴した時は、相手方（敗訴者）に 4000 ポンド請求する。これに対し、敗訴者は、時給 200 ポンドは高い、あるいは 20 時間は長すぎると裁判所に苦情を述べることもある。その結果、裁判所が敗訴者が負担する弁護士費用は 3000 ポンドと決定すると、敗訴者は 3000 ポンド負担し、弁護士は勝訴した自己の依頼者から 1000 ポンド回収する。これが数年前までの単純なシステムであった。

(2) ところが、数年前から条件付成功報酬（conditional fees）制が導入された。

条件付成功報酬とは、敗訴した場合は弁護士報酬を請求しない代わりに、勝訴した場合には裁判費用、鑑定費用などの必要経費と弁護士報酬を請求するというもの、弁護士報酬は通常の報酬の 2 倍まで増額することが認められている。

これは、アメリカの完全成功報酬（contingent fees）制が損害額の何%を要求するというのとは異なり、弁護士の時間給の手数料を割増するという制度である。割増の程度は、勝訴の困難性などの要素で決める。

条件付成功報酬制は、リーガルエイドの代替で導入されたものである。

条件付成功報酬制は、裁判所が妥当と判断すれば相手方（敗訴者）から回収できる。敗れた時は、弁護士は依頼者には請求できないが、依頼者は相手方から請求される。そこで、依頼者は保険に加入しておくことになる。

勝った場合には、被告から 保険料、 通常の弁護士報酬（コスト） 成功報酬による上乗せ部分を回収するが、被告が金額の妥当性を争った場合は、裁判所が決定する。

(3) もし、依頼者が条件付成功報酬制を希望しないときは、自らが弁護士費用を負担して、勝ったら相手方から回収するという方法か、 権利保護保険を利用する。先の例は、敗ければ二重払いとなるため人気がない。

2. イギリスの保険制度

保険には、紛争事故の発生する前後いずれに加入するかにより、 事前保険（Before the event = B T E）と 事後保険（After the event = A T E）があり、それから 被告だけに適用になる保険（加害者保険）がある。

事前保険（権利保護保険）

年 25 ポンドから 30 ポンドの保険料で、1700 万口が加入している。2万5000 ポンドから 5 万ポンドまでをカバーしている。訴訟の 70%はこの金額の範囲内で起きている。

事後保険

事件が発生してから、原告として訴えを提起するための費用をカバーするために加入する保険である。事後であるため、保険料は割高である。かつ、事件発生後の早い段階からトライアルに入るまでの各段階で後の段階になる程保険料が高くなる。

例えば、交通事故の場合、通常の保険料は 300 ポンドであるが、ケースに応じて高くなる。

死亡事件の保険料は、カウティー・コートで1000ポンドであるが、マルチ・トラック（本格的に審理することが予定されている手続）になると保険料は1万5000ポンドにもなる。

手続が公判審理（トライアル）まで進むと、被告側も必死に争って、敗訴のリスクも高まるので、保険料は裁判費用の50%位になる。

依頼者は、ローンを組んで保険料を支払うこともある。

被告になる時だけ適用になる保険（加害者保険）

ア．自動車保険

イ．雇用主保険 = 仕事上で傷をさせたケースなど

ウ．パブリック・ライアビリティ（public liability）保険

= 公園でサッカーをして傷をさせたケースなど（家財保険や旅行保険などに付加して加入することが多い）

保険料は25ポンドより高い。契約者がどこに住んでいるのか、結婚しているのか、子どもがいるのかなどの要素で保険料が異なる。

3．弁護士が原告となる人と面談する時に質問し考慮する事項

相手が保険に入っているか可能性がある場合かを尋ねる。

自動車事故や会社の社員を相手とする事件の場合は、相手が保険に入っていると考えてよいが、それ以外は、保険加入の有無は不明のため、受任に際して費用回収のリスクを負うことになる。

相手方が保険に入っていないか不明の場合、相手方および依頼者個人の支払能力があるかみる。

conditional fees を考える重要な要素

ビジネスとして成り立つかどうかを考える。

事務所として危険を引き受けるか否か

第1．依頼者が個人的に事前保険に入っているかどうか。入っていれば費は回収できる。入っていなければ、conditional fees にするかを考える。

第2．事件の内容を考慮する。勝てそうな事件であればリスクは低い。さらに、保障額（請求額）をみる。

4．イギリスでウルフ卿がすすめている司法改革の目的

ウルフ卿の改革の動機は、訴訟が多すぎることで、少額の金額の回収に要する弁護士費用が高すぎることである。例えば、1200ポンドの訴訟を5000ポンドの弁護士費用をかけて行うというケースもあった。リーガルエイドや被告の保険でカバーできたからである。

リーガルエイドが大きく変わり、民事では、家事事件（離婚、子どもに関する紛争）と医療過誤事件、ヨーロッパ人権裁判事件以外は扶助の対象外となった。医療過誤を残したのは、イギリスの医師は全て公務員であることから、これを対象外とすると国相手の訴訟のアクセスを国が妨げているという批判を受けることになるためである。

民事法律扶助の縮小に伴い、それに代わるものとして、条件付成功報酬制 が認められるようになった。

5. 条件付成功報酬制導入の効果

条件付成功報酬制の場合は、敗けた場合には弁護士にとって得るものがないため、提訴に慎重になり、提訴の抑制につながっている。

かつては、50%の勝訴見込みでも引き受けていたが、今は70%の勝訴見込みがなければ引き受けない。過去と比べると、10%は事件を引き受ける割合が減っている。

被告の側は勝てば弁護士費用の回収ができるので、トライアルになると頑張ることになる。

条件付成功報酬制によって、弁護士と依頼者に利害の衝突が出てくるようになった。例えば、請求損害100万ポンドで通常のコストが5万ポンドのケースで、成功したら通常コストの2倍、すなわち10万ポンドを依頼者が支払う、しかし敗訴したら弁護士への支払額は0であるという契約を結んでいる場合に、賢い被告が、より多額の支払を命ずる判決を回避しようとの思惑から、原告に50万ポンドを支払うと申し出たとする。依頼者は、さらなる50万ポンドを請求したいために判決を求めるというギャンブルを望むことがあり、弁護士は敗訴の危険を考慮(弁護士報酬は0となる)して、依頼者に和解したらと説得する。つまり、弁護士の利害と依頼者の利害が対立する事態となる。これは、改革の当初はあまり考えていなかったことである。

四 保険会社

- 1 . イギリス保険協会によると、事前保険の保険掛け金は、1998 年から 2001 年で 1 . 5 倍に伸びている。2001 年には年間 300 億円の掛け金となっている。
- 2 . 権利保護保険を最初に導入した会社が、現在、マーケットの 48 パーセントをその会社が占めている。その会社の親会社はドイツの会社である。ドイツがマーケットをリードしている。
- 3 . イギリスでは 1967 年まで、第三者が訴訟費用を出すことが認められていなかったため、訴訟費用保険はありえなかった。刑事訴訟法の改正で、保険が開発された。そして、改正後、1975 年に設立されたのが、2 , に述べた会社が、英国で最初の権利保護保険専門会社である。

4 . 権利保護保険の背景

アメリカでの経験と比較して、イギリスの訴訟はより和解 (resolution) で終わるものが多い。政府の方針としても、訴訟を早く解決する方がいいとされている。

敗訴の場合の相手方への支払いのリスクが大きいので、敗訴者負担制度は、ビジネス側にとって、早く終わりになるメリットがある。しかし、消費者や一般市民にとって敗訴者負担はリスクが大きく、良いとは言えない。そこで、一般人を助けるために保険が開発された。

5 . 権利保護保険の不完全性

民事の権利保護保険は完全な選択ではない。なぜなら、たとえば、ある大手保険会社は支払不能に近い状態になった。それは、コスト紛争に関わる判決が出され、敗訴者負担すべき、成功報酬部分や保険料の相当性の判断において、保険会社に厳しい判断が出されたことが影響しているとのことである。保険会社が支払えないと、敗訴者が支払うことに戻る。敗訴者が支払い能力を持っていないと、勝訴してもこれを得られないこととなる。このケースから分かるように、多くの消費者が被害を被ったので、政府も注意しなければいけないといわれている。消費者は、保険会社の支払い能力についてまで、検討しなければならない。

このことからわかるように、日本で、イギリス・ルールを採用するには非常な準備をすることが必要である。

6 . 権利保護保険の仕組み、広がり

事前保険

権利保護保険加入者、加入世帯の増加 1998 年 3 0 0 万世帯から 2001 年 1 1 3 0 万世帯に増えた。人口の 50 パーセント以上程度をカバーしている。権利保護保険のひとつであるが、通常は、事件の起こる前に、年間契約するものである。相談料、友人との紛争のアドバイスなど多様なものを含んでいる。

事後保険 (Litigation Insurans)

こちらは件数が少ない。

その保険料は非常に高く、受任弁護士、保険会社の弁護士の双方が審査する。
勝訴見込みが何パーセントかによって決まる。多数の弁護士が判断するが違った見解を持ちうる。

7 . 経済的に保険が成り立つかについては、疑問を感じる者もいる。

五 環境NGO所属弁護士

敗訴者負担の導入を日本で検討していることは、大変悪いニュースであると考えている。イギリスでも、環境訴訟は敗訴する場合が少なくなく、敗訴者負担制度が提訴抑止する傾向がある。

最近15の環境NGOなどが、環境問題に関する正義が裁判によって達成されているかを検討するプロジェクトが数年掛かりに行われているとのことであった。

その報告書は以下のように述べている。

環境問題に関して、イギリスの裁判手続で正義が達成されているかをアンケートした結果、現行の制度にはきわめて重要な欠陥があることが示している。このことは、イギリスが、『環境問題に関する情報へのアクセスや市民参加および環境問題に対する司法へのアクセス権を定める条約（通称オーフス条約）』を締結できなくなるほどの重要な問題である。すべての民事法に関わる回答者によって挙げられた一番の懸念は、敗訴者負担を含む費用問題である。